

# 住宅省エネラベル適合性評価の必要図書

## ●申請図書は正副2部必要です。

\*JIO Webシステムの住宅審査業務申請メニューで依頼する場合は正1部をアップロードしてください。

必要図書	記載事項等
① 住宅事業建築主基準に係る適合証交付申請書	申請者の捺印が必要です。(代理者が申請する場合は代理者の捺印も必要)その他、住宅の所在地・名称・申請する事項を記入します。
② 委任状 (※必要な場合のみ)	※代理者が申請する場合のみ必要です。
③ 申込書	申請のご担当者様氏名、問合せ先などを明記してください。
④ 設計内容説明書	基準に適合する設計内容について記載してください。
⑤ 仕様書(仕上表を含む)	躯体及び開口部の断熱仕様等の明記が必要です。
⑥ 各階平面図	縮尺、方位、間取り、寸法、開口部の位置及び構造等の明記が必要です。
⑦ 立面図	縮尺、方位、開口部等の明記が必要です。
⑧ 断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ、断熱材の仕様及び構造並びに床下及び基礎の構造
⑨ 基礎伏図 (必要な場合のみ)	※一部でも基礎に断熱材を施工する場合に添付が必要です。 縮尺、断熱材の仕様等の明記が必要です。
⑩ 計算書 (必要な場合のみ)	熱損失等計算、熱貫流率計算等をおこなっている場合のみ必要です。
⑪ カタログ等	設備機器等の仕様、性能が確認できるものを添付してください。
⑫ 算定用Webプログラム出力表又は基準達成率算定シート ※1	基準達成率(100%以上必須)
⑬ 評価書等の写し (※活用する場合のみ)	※⑫の書類の断熱性能の区分の所定の等級が確認できるもの。 当機関の評価書等 (設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書(省エネルギー対策等級又は断熱等性能等級の等級4又は3)長期優良住宅技術的審査適合証、低炭素建築物技術的審査適合証、フラット35S適合証明書(金利Bプラン省エネルギー性適合)、現金取得者向け新築対象住宅証明書(省エネルギー対策等級又は断熱等性能等級の等級4)、住宅性能証明書(省エネルギー対策等級又は断熱等性能等級の等級4))
⑭ 認定書等の写し (※活用する場合のみ)	※住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書、特別評価方法認定書、各種大臣認定書等を申請に活用する場合に必要です。

※1「算定用Webプログラム出力表は、(財)建築環境・省エネルギー機構のホームページ上で算定ができます。

- ◆ ①～④、⑫(基準達成率算定シート)は弊社ホームページからダウンロードができます。
- ◆ その他、審査に必要な図書の提出を求める場合がございますのでご協力ください。

物件のご依頼、お問合せは下記へお願いいたします。

(JIO Webシステムの住宅審査業務申請メニューからもご依頼いただけます。)

住宅省エネラベル適合性評価のお申込み、お問合せ先	担当エリア
株式会社日本住宅保証検査機構 住宅評価部 性能評価センター 〒136-0071 東京都江東区亀戸1-14-4 第二萬富ビル5F TEL:03-6861-9214 FAX:03-6861-9237	下記の担当エリアを除く 日本全域
株式会社日本住宅保証検査機構 東北支店 東日本性能評価センター 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-1-29 仙台本町ホンマビルディング 3F TEL:022-215-2356 FAX:022-215-7051	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、山梨県、長野県
株式会社日本住宅保証検査機構 中部支店 中部性能評価センター 〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-20-25 丸の内STビル9F TEL:052-218-6214 FAX:052-204-6508	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県
株式会社日本住宅保証検査機構 大阪支店 関西性能評価センター 〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀1-10-8 パシフィックマークス肥後橋6F TEL:06-7711-0002 FAX:06-7711-0003	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県